

(案)

# 橋本市人権施策基本方針

(改訂版)

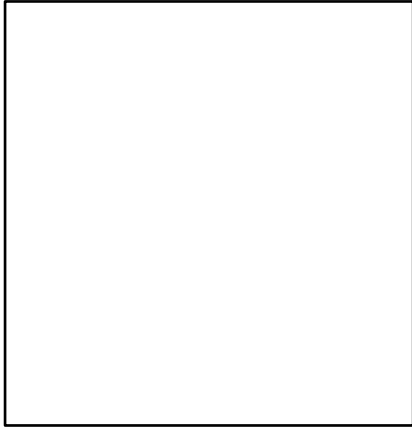
令和3年(2021年)3月

橋本市



人権が尊重され一人ひとりが

心豊かに暮らせる橋本市を目指して



※ 市長の挨拶文及び写真の掲載

令和3年3月

橋本市長名

# 目 次

## 第1章 基本方針策定への基本的考え

1. 人権の基本理念	1
2. 二度にわたる大戦の反省から（国際的な動向）	2
3. わが国における人権確立の教訓（国内の動向及び県の取組）	2
4. 人権尊重の社会づくりに向かって（本市の取組）	4
5. 方針改訂の趣旨	5
6. 人権施策の基本理念	5

## 第2章 人権施策の推進

1. 推進のための方向	6
(1) 人権尊重の社会を実現するための組織・体制	6
(2) 共生のまちづくり	6
(3) 地域共同体の機能の強化	6
(4) 専門的機関	7
(5) ネットワークの形成	7
(6) 相談窓口の充実	7
(7) 推進行動目標の設定	8
2. あらゆる生活場面における取組	9
(1) 人権尊重の育成	9
(2) 家庭教育	9
(3) 幼児教育・学校教育	10
(4) 社会教育	10
(5) 市民啓発	11
(6) 市職員・教職員・医療・福祉関係者の研修	11
(7) 地域社会・市民団体・企業などでの取組	11
(8) 人材の育成	12

## 第3章 分野別施策の推進

1. 分野が特定しえない人権課題	13
(1) 公権力と人権	13
(2) 環境と人権	13
(3) 情報と人権	14
(4) その他の人権	15
2. 分野別の人権	16

(1) 女性の人権	16
(2) 子どもの人権	18
(3) 高齢者の人権	20
(4) 障がい者の人権	22
(5) 同和問題（部落差別）	24
(6) 外国人の人権	26
(7) 感染症および難病等患者の人権	28
(8) 犯罪被害者および家族の人権	30
(9) 刑を終えた人の人権	32
(10) 性的少数者の人権	34
(11) インターネット上の人権	36
(12) その他、今後に取り組むべき人権課題	38
3. 私たちが本当に考えるべきもの	43
(1) 人権侵害の内容	43
(2) 人権文化の創造をめざして	43
(3) 響き合う優しい心を	44

#### 第4章 施策推進のための体制づくり

1. 人権尊重の社会づくり審議会	45
2. 庁内推進体制	45
(1) 人権行政推進本部	46
(2) 幹事会	46
3. 市民参加による推進体制	47
(1) 地域を基盤とした人権運動	47
(2) 人権を考える市民団体との連携づくり	47
(3) 相談・支援・救済の体制づくり	48
4. 目標値の設定一覧表	49
結びにかえて	50
○用語の解説	51

#### 《資料》

1. 橋本市人権尊重の社会づくり条例	63
2. 橋本市人権尊重の社会づくり審議会規則	65
3. 橋本市人権尊重の社会づくり審議会委員名簿	66
4. 審議会における改訂版策定の経過	67

5. 橋本市男女共同参画推進条例	68
6. 橋本市部落差別の解消を推進する条例	73
7. 橋本市人権教育基本方針	76
8. 世界人権宣言	79
9. 日本国憲法（抄）	81
10. 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	83
11. 「人権擁護都市宣言」に関する決議	85
12. 法律及び条約等の名称一覧	86
13. 人権関連年表	89

※ 本文の中で（＊）を付した言葉は、「用語の解説」に説明を掲載しています。  
また、この指針では、法律及び条約の名称は、原則として略称を使用しています。  
法律及び条約等の正式名称は、巻末の資料に掲載しています。